

第 17 回 SAC (Standards Advisory Council) 会議報告

国際会計基準審議会 (IASB) の第 17 回基準諮問会議 (SAC) が、2006 年 11 月 9 日と 10 日の両日にわたり、ロンドンで開催された。日本からは、SAC メンバーである八木良樹日立製作所株式会社取締役会議長・監査委員長、辻山栄子早稲田大学商学部教授、オブザーバーとして金融庁より丸山純一審議官が出席し、金融庁より原寛之課長補佐、企業会計基準委員会 (ASBJ) より堀本敏博専門研究員が同席した。以下、会議の概要を報告する。

I. 評議員からのコメント

SAC 会議の開催に当たり、評議員から以下のコメントがあった。

- IASB は 2001 年に設立以来、会計基準のコンバージェンスに大きな進展があり、現在 100 カ国以上が採用している国際会計基準 (IFRSs) は、数年以内には 150 カ国程度が採用すると予想する。
- 一方、米国の会計基準とのコンバージェンスは、米国証券取引委員会 (SEC) が「ロードマップ」¹に基づき現実的な対応を目指すとともに、IASB 及び米国財務会計基準審議会 (FASB) の両審議会から会計基準のコンバージェンスへのコミットメントも行われている。
- 2007 年半ばに IASB のボードメンバーとして、中国証券監督管理委員会の主任会計士である Dr. Zhang Wei-Guo を迎えることになった。
- 評議員による監視機能の効果を評価し、IASB を指導するためのフレームワークを新たに構築することに合意した。監視の実効性を高めることは、評議員の役割として、非常に重要である。この目的を達成するために、評議員が個々に又は全体として、IASB の組織の監視にじっくりと取り組むことも、また非常に重要である。
- 効率的な監視を遂行するために、評議員は IASB のみではなく、国際財務報告解釈指針委員会 (IFRIC) や SAC との連携を強化するとともに、評価基準が適しているか、協議が十分行われているか、外部の考え方が適切に考慮されているかについて IASB、IFRIC、SAC からの情報を必要とするので、SAC メンバーの方々にもご協力をお願いしたい。

II. IASC 財団の取り組みについて

IASC 財団シニア・マネジャーから、同財団が取り組んでいる出版活動、翻訳活動について説明が行われた。

【出版活動】

- IASC 財団の出版活動は、政府や会計基準設定主体が IFRSs を容易に入手できるように、諸外国における IFRSs の採用及び普及を支えてきた。
- 同財団は、全てのライセンス活動や出版物の販売において、各国の経済規模 (GDP

¹ 2005 年 4 月、米国 SEC はロードマップを発表し、米国市場において IFRSs を用いる外国企業に対して要求される差異調整表を、2009 年を目標に撤廃する道筋を明らかにしている。

- 等)を基準に割引率を決めるなど、総合的で透明な条件を維持してきた。
- 出版活動による収入は、会計基準設定にかかる総費用の2割を補っている。

【翻訳活動】

- IASB 財団の翻訳活動は、IFRSs の国際的な利用促進のために、一言語につき一つの高品質な翻訳の実施、及び維持に取り組んでいる。
- 翻訳にあたっては、専門家の精査を含め、各言語において総合的なプロセスを採用し、現在 40 以上の言語に翻訳されている。
- プロセスの中核は、IFRSs のグローバルな一貫性や整合性を確保するために、著作権を保護することである。

【SAC メンバーからのコメント】

- 翻訳された文章が英語の意図した意味と異なる場合がある。このような相違は、IFRSs の適用において、論争がおり会計基準のコンバージェンス(収斂)ではなくダイバージェンス(発散)が起こる可能性があることを懸念する。(イスラエル会計士)
- 言語によっては、一つの単語に複数の意味を持つ場合があるので、混乱を防ぐためにも、意味がわかりにくい単語について翻訳のための辞書を作成してはどうか。また、翻訳プロセスの欠点は、言語によっては翻訳が行われるのに1年以上かかることがあり、最新の会計基準を英語以外で入手できないことである。(カメルーン会計士)
- 翻訳された文章はIFRSsとして認められるが、相違点がある場合は英語の文章が優先されることを明確にすべきである。(国際通貨基金代表)

【IASC 財団からの回答】

- 翻訳は、専門家によるレビュー委員会を設定し、承認を得ることにより、翻訳された文章が翻訳された言語で十分理解できるよう保証されている。また、翻訳に時間がかかっていることは認めるが、翻訳の品質を最優先することから、これらの時間が必要である。翻訳のための辞書の作成については、提案を検討したい。

Ⅲ. 財務報告の戦略的方向性 (CFA ペーパーの検討)

CFA センター²が 2005 年 10 月に公表した「包括事業報告モデル：投資家のための財務報告」(CFA ペーパー)において提案している内容のうち、前回から改訂された原則 1、及び原則 2、並びに前回 6 月の SAC 会議で議論が実施されなかった項目について、CFA センターから説明が行われた。その後 SAC メンバーである Jochen Pape 氏(独会計士)が、前回の会議で議論未実施の箇所について、自分の意見、SAC メンバーに対する質問をアジェンダ・ペーパーに取り纏めた内容をもとに、SAC メンバーの意見交換が行われた。

【包括事業報告モデルの原則(改訂版) - CFA ペーパーにおける原則】

² CFA センターは、世界有数の財務アナリストの一つである CFA Institute (本部：米国)の一部である。

- 原則 1：財務報告の目的は、投資及び他の資源配分の決定にあたって、ある企業に対する現在及び潜在的な請求者（claimer:株式投資者、債権者等を含む）に必要な情報を提供すること。[改訂後]
- 原則 2：企業の取引とそれに影響する事象（events）は、最終的な残余請求者—典型的には現在の株主—の観点から報告されなければならない。[改訂後]
- 原則 3：認識と開示は、投資家の意思決定に対する情報の目的適合性によって決定されなければならない。測定信頼性だけに基づいてはならない。
- 原則 4：すべての経済的取引及び事象は、発生時に財務諸表において完全かつ適切に認識されなければならない。
- 原則 5：投資家の富（wealth）の評価が重要性の水準を決定しなければならない。（*）
- 原則 6：財務報告は中立でなければならない。（*）
- 原則 7：純資産のすべての変動は、単一の財務諸表である、普通株主に利用可能な純資産の変動計算書において計上されなければならない。
- 原則 8：普通株主に利用可能な純資産の変動計算書は、資産及び負債の公正価値におけるすべての変動を適宜に含めなければならない。
- 原則 9：キャッシュ・フロー計算書は、企業の分析に不可欠な情報を提供し、直接法のみを用いて作成されなければならない。
- 原則 10：各財務諸表に影響を及ぼす変動は、分解（disaggregated）ベースで報告、かつ説明されなければならない。（*）
- 原則 11：個別の項目は、それが用いられている機能ではなく、項目の性質に基づいて報告されなければならない。
- 原則 12：開示は、投資家が財務諸表で認識されている項目、測定の特質、リスク・エクスポージャーを理解するために必要なすべての追加的情報を提供しなければならない。（*）
- （*）前回 6 月の SAC 会議で議論が行われなかった原則

【CFA センターからの説明】

- 今回改訂した「包括事業報告モデル：投資家のための財務報告」については、2006 年 12 月に公表予定である。
- 原則 1 は、財務報告の主要目的を明確にするために、「財務報告の目的は、投資及び他の資源配分の決定にあたって、ある企業に対する現在及び潜在的な請求者（株式投資者、債権者等を含む）に必要な情報を提供すること」に改定した。この改訂は、請求者の情報ニーズに応えることとなり、請求者は財務情報を有効利用できるようになるであろう。
- 原則 2 は「企業の取引とそれに影響する事象は、最終的な残余請求者—典型的には現在の株主—の観点から報告されなければならない」と改訂したが、この原則は、提供されるべき連結財務報告のレベルについて定義するとともに、請求権を優先度の順にランク付けすることにより、資本に対する負債の定義を単純化した。
- 原則 5 及び原則 6 では、財務情報の重要性と中立性の問題を取り上げる。重要性の原則は、情報が財務諸表の主な利用者に差異をもたらすかどうかということに基づ

くべきであり、一方、中立性の原則は、取引やその結果を表す報告フォームに基づくのではなく、項目や事象の経済的実体を最もよく捕える方法に基づくべきである。

- 原則 10 では、より分解した詳細な情報の報告の必要性に焦点を当てているが、アナリストはより細分化したセグメントの報告を求める。実際に CFA センターが実施した 2 つの調査では、アナリストが必要とする情報と財務諸表作成者が提供する情報のギャップは大きい結果となった。
- 原則 12 の開示においては、財務情報の利用者が財務リスクのみではなく、会計方針、事象、取引、営業活動などを理解できるよう十分な情報を提供すべきであり、開示は認識と測定の代用物ではないことを強調したい。

【SAC メンバーからのコメント】

- CFA ペーパーについては、6 月の SAC 会議で議論が行われ、多くの点で反対意見もあったのに、何故今回再度 SAC 会議のアジェンダに取り上げるのか。この CFA センターからの提案は IASB の作業プランに採用されるのか。(独財務諸表作成者)
 - 別途、Carvalho SAC 議長から前回の SAC 会議で残り 4 つの原則について 11 月の SAC 会議でアジェンダに取り上げることを決定した旨説明あり。
- 会計の目的は、膨大な情報を提供することではなく、必要な情報を提供することであり、提供されるべき必要な情報を決定するために、基本に立ち返ったアプローチを行うべきである。膨大な情報は恐らくほとんど誰も読まず、多すぎる情報は何も伝えていないのと同じである。(独財務諸表作成者／豪金融機関)
- 企業の財務諸表作成部署は、現行の基準を満たすのみで手一杯になっており、これ以上の詳細情報の開示は対応できる状況ではないことを認識すべきである。また、追加的な開示は、監査すべき情報が増えることも意味し、監査費用もさらに発生することを意味する。(スイス金融機関)
- CFA ペーパーは全てのアナリストの意見を代弁するものではなく、アナリストが必要とする情報は様々である。例えば、公正価値を重視しないアナリストもいれば、キャッシュ・フローの測定値を重視しないアナリストもいる。(米国金融機関)
- 純資産の変動について、事業、投資、資金調達、合計の別に分け、それぞれについて会計年度における取引によるもの、見積りによるもの、評価によるものの 3 つの要因に分解するマトリックス表示は、実務では複雑すぎるので反対する。(ノルウェー会計士)
- 現在の財務報告の様式は全く満足のいくものではないので、CFA センターの提案を歓迎する。なぜなら、現在の財務諸表では把握できる内容に限界があるため、3,000 項目以上の開示が要求されているからである。(国際通貨基金代表)
- 前回会議では、欧州産業連盟 (UNICE) や日本経団連から CFA センターが提案するモデルに対し、反対意見が文書で配布されるとともに、CFA センターの提案に対しては、支持する意見より反対する意見のほうが多かったと記憶している。しかし、議事録では何人かのメンバーが懸念を表明したが、他の多くのメンバーは支持したかのような印象を与える記述になっている。事実はその反対であったと思うので、議事録を訂正して頂きたい。(辻山 SAC 委員)

- 別途、Carvalho SAC 議長から、前回と今回行った CFA センターの提案に対する議論の結果は、SAC が CFA ペーパーを支持しているとは解釈できないよう議事録に記録として残す旨説明あり。
- これまでの世界各国の投資家への IR 活動の経験を通じて、業績の評価を得る際の最も重要な財務指標は、「純利益」であると確信するとともに、各国の広範な投資家にとっても純利益は、重要な投資判断材料であると考え。少なくとも各国の投資家が、「純利益」及び「その他の包括利益」を廃止し、「包括利益」のみをもって足りると考えているとは思ってもよらない。また、これまで SAC において何度か業績とはなにかについてその定義が必要であると指摘してきたが、改めてこれを検討することを提案したい。さらに「業績報告」プロジェクトは、今年 3 月に「財務諸表の表示」プロジェクトと改められたが、その実態は、会計処理や基準の変更を含めた検討内容となっており、以前の「業績報告」プロジェクトとするのが相応しいと考える。(八木 SAC 委員)

IV. IASB の作業計画

Tweedie IASB 議長から、IASB の戦略的目標、作業計画等について説明が行われた。

【戦略的目標】

- IASB では現在、①中小企業 (SME) 会計基準の完成、②多くの国が各国の会計基準ではなく、IFRSs に切り替えることの奨励、③IFRSs と米国会計基準との統合化の 3 点を主要な戦略的目標としている。
- ①については、IASB は現在 2006 年末公表を目指して、公開草案に取り組んでいる。公開草案の公表は、これまでのディスカッション・ペーパーにコメントを寄せた関係者、円卓会議、ワーキング・グループ会議、SAC 会議におけるプロセスの一つのマイルストーン (一里塚) である。
- ②については、IFRSs への切り替えが多くで可能となるよう IFRSs 採用奨励への多くの計画を公表した。これらの計画には、新基準適用の準備に時間がかかることから IASB は 2009 年 1 月 1 日より以前に、開発中の新しい IFRSs あるいは現行基準の主要な修正の適用を要求しないことや、主要トピックについて公開円卓会議の開催等が含まれる。
- ③については、米国に上場している外国企業が要求される差異調整表の廃止に向けた米国会計基準とのコンバージェンス、及び世界の資本市場で用いられる高品質で共通の会計基準の開発を目指して取り組んでおり、IASB と FASB の間で締結した覚書 (MoU)³で設定したプロジェクトを遂行すると、実質的に IFRSs と米国会計基準は同等になるであろう。

³ 2006 年 2 月 27 日に、両審議会は、世界の資本市場で用いられる高品質で共通の会計基準を開発する目的を再確認した MoU を公表している。MoU は、IFRSs を用いて SEC に登録している外国企業について差異調整表の廃止のための「ロードマップ」と、欧州証券規制当局委員会 (CESR) が会計基準を改善する分野を識別するために着手した作業を反映している。

【コンバージェンスの各国の動向】

IASB の各国（米国を除く）とのコンバージェンスの取り組みは以下の通り。

インド

- 2006年7月に、IASBはSACメンバーであるShailesh Haribhakti氏から、インド首相のDr.Manmohan Singh氏が「我々はIFRSsと見合った会計基準の採用を促進するであろう」とのコメントを行ったとの報告を受けた。
- 現在のインド会計基準の多くは旧国際会計基準（IAS）がベースになっているが、近年のIASの改訂やIFRSにアップ・デートされていない。IASBは、インドの会計基準を改定するよりも、インドがIFRSsを全面採用することを提案する。IASBは、コンバージェンスについての議論を開始するため、2月にインドにチームを派遣する予定である。

日本

- 9月末に、ASBJとIASBの代表者は、日本の会計基準とIFRSsのコンバージェンス達成の目標に向けた第4回共同会議を開催した。両ボードとも、こうした議論や意見交換により相互理解を深めることは、両ボードの今後の審議に資するであろうと考える。
- 両ボードは、共同作業を継続するための計画を了解し、それぞれのプロジェクト計画を確認した。さらに、IASBはASBJにコンバージェンス作業を加速することを提案した。

(SACメンバーからのコメント)

- ASBJは2006年10月にコンバージェンス関わる会計基準等の開発プロジェクトについて、「ASBJプロジェクト計画」を公表した。ASBJは、今後もIASBとの共同プロジェクトを積極的に推進し、日本基準とIFRSsとの差異を最小限にしていく努力を続ける。(辻山SAC委員)

中国

- IASBのスタッフは中国財政部との活発な取り組みを続けている。8月と9月にIASBのスタッフは、どの分野が解釈によってIFRSsと異なるか識別することを目的に、中国の企業会計基準の解釈についてコメントを行った。
- また9月には、IASBディレクターが中国昆明で国際評価基準委員会（IVSC）と中国評価基準委員会によって開催されたカンファレンスで講演を実施。
- IASBは、中国財政部から派遣されたスタッフの貢献により便益を得ているが、期限が切れることから、別の財政部スタッフの受入れについて協議を開始している。

なお、IASBとFASBのプロジェクトは、短期統合化プロジェクト、その他の統合化プロジェクト、概念フレームワークの3点が作業の中心となっており、各プロジェクトの作業計画は以下の表のとおりである。

IASB 作業計画表

	MoU	2006	2007	2008	時期
--	-----	------	------	------	----

報告事項(2)

	2008年までの マイルストーン	Q4	Q1	Q2	Q3	Q4		未定
活動中の議題								
FASBとの覚書 (MoU) におけるプロジェクトー注1								
短期統合化プロジェクト								
借入費用 (IASB)	主要な相違が取り除かれるべきかを決定し、実質的に作業を完了させる		IFRS					
政府補助金 (IASB) ー注 2								負債の作業まで延期
ジョイント・ベンチャー (IASB)				ED				IFRS
セグメント報告 (IASB)		IFRS						
減損 (合同)								スタッフ作業中
法人所得税 (合同)			ED					IFRS
公正価値オプション (FASB)								
投資不動産 (FASB)								
研究開発費 (FASB)								
後発事象 (FASB)								
その他の統合化プロジェクト								
企業結合	統合される基準				IFRS			
連結	統合される基準に向けて作業			DP			ED	IFRS
公正価値測定の指針	統合される指針	DP					ED	IFRS
財務諸表の表示ー注 3								
フェーズ A				IFRS				
フェーズ B	1つ以上のデュー・プロセス文書			DP			ED	IFRS
収益認識	1つ以上のデュー・プロセス文書					DP	ED	IFRS
退職後給付 (年金を含む)	1つ以上のデュー・プロセス文書				DP			ED, IFRS
リース	議題の決定						DP	
MoUに含まれていないプロジェクト								
概念フレームワーク								
フェーズ A: 目的及び質的特徴								
フェーズ B: 構成要素、認識及び測定				DP				
フェーズ C: 測定			RT					TBD
フェーズ D: 報告企業				DP				
フェーズ E: 表示及び開示	TBD							DP
フェーズ F: 目的及び状況								DP
フェーズ G: 非営利企業への適用								DP
フェーズ H: 最終ー注 4								TBD
中小企業 (SME) 会計基準		ED			IFRS			
保険契約			DP				ED	IFRS
負債ー注 5		RT				IFRS		
排出権取引ー注 2								
基準への修正								
金融商品: プットできる金融商品 (IAS 第 32 号)				IFRS				

1株当たり利益：自己株式方式(IAS第33号)	ED			IFRS			
初度適用：子会社株式の取得原価(IFRS第1号)	ED			IFRS			
株式報酬：権利確定条件及び取消し(IFRS第2号)				IFRS			
活動中の議題には加えられていないが、FASBとのMoUには含まれているプロジェクト							
研究アジェンダ	2008年までのマイルストーン						
認識の中止	スタッフの研究結果に関するデュー・プロセス文書の公表						
金融商品(既存の基準と置き換わる)	1つ以上のデュー・プロセス文書						
無形資産	研究結果の検討及び議題の決定						
負債及び資本―注6	1つ以上のデュー・プロセス文書						
採掘産業	MoUにはない						

DP：ディスカッション・ペーパー（審議会の予備的見解を含む）

ED：公開草案

RT：円卓会議での議論

IFRS：国際財務報告基準

TBD：当初文書の形式（DP又はED）が未定

注1：MoUは、FASBとIASBが基準設定の統合化を示すために達成することを合意したマイルストーンを示しており、SECの外国登録企業が義務付けられる、財務諸表の米国基準への調整の要求の廃止へのプロセスの一部である。

注2：政府補助金と排出権の作業は、他の関連するプロジェクトの作業の結論が出るまで延期される。

注3：「財務諸表の表示」プロジェクトは、従来「業績報告」プロジェクトと呼ばれていたものである。

注4：IASBとFASBは、どのように概念フレームワーク・プロジェクトを完成させるかを検討している。各フェーズの当初文書は、公開の協議及び審議会による再検討により影響される。

注5：「負債」プロジェクトは、IAS第37号の修正である。従来「非金融負債」プロジェクトと呼ばれていたものである。

注6：プロジェクトは、「修正共同プロジェクト」として行われている。IASBでは、FASBが最初のディスカッション・ペーパーについての作業が完了した際に、正式な議題とし、作業を開始する予定である。

【SACメンバーからのコメント】

- 今年の7月に公表されたIASBの新しい方針を歓迎する。IFRSsの開発に際して、これまで以上に市場関係者の声に耳を傾けるという姿勢、ならびに既にあるIFRSsの安定的な適用に向けた努力をするという姿勢は、非常に好ましいものだと思う。（辻山SAC委員）
- SMEプロジェクトは進展したが、公開草案のドラフトではSMEの会計基準は独立したものではないので、他の会計基準とのギャップが存続している。IASBはさらなる単純化を考慮しているのかどうか尋ねるとともに、SMEの会計基準の各国会計基準に対する重要性について質問した。（独会計士）
 - これに対して、IASBメンバーとスタッフから、SMEの会計基準は独立した会計基準になると想定しているとの回答があった。また、SMEの会計基準を簡潔にすることと、ガイダンス充実させることのバランスが重要であるとの説明があった。
 - 別のIASBメンバーからは、個々の国が、SMEの基準を採用すべきかどうか、及び当該基準の各国会計基準に対する影響を判断することが強調された。またIASBスタッフからは、繰延税金、年金、及び金融商品についてさらに単純化することを検討していることが説明された。
- IASBが米国財務会計基準書(SFAS)第157号「公正価値測定」を公開草案ではなくディスカッション・ペーパーとすることを決定したことを踏まえて、その決定は、

会計基準のコンバージェンスに影響があるかどうか、またコンバージェンスの必要性を勘案して、IASB が SFAS 第 157 号から逸脱するオプションを持つかどうかについて質問があった。(独財務諸表作成者)

- これに対して、IASB スタッフからは、SFAS 第 157 号は新興国向けではなく先進国向けに策定されており、より時間をかけて審議をするために、IASB はディスカッション・ペーパーとして公表することにし、また、公正価値という用語の使用に混乱が生じることを想定して、IASB は関係者に、より多くのコメントの機会を提供することを決定したとの説明があった。
- 会計基準の統合に関して、IASB の作業に十分サポートする企業もあれば、何があっても統合を求めない企業もある。その理由として考えられるのは、IFRSs は原則主義 (principles-based) で米国会計基準は規則主義 (rules-based) であるからであり、この違いが概念的に重要な相違をもたらしているのではないか。(伊会計士)
- 財務諸表の表示プロジェクトは 2001 年からのアジェンダであるが、進展が遅れていることの懸念が表明されるとともに、保険プロジェクトについても同様の懸念が表明された。(保険監督者世界機構 (IAIS) 代表)
 - これに対して IASB スタッフから、財務諸表の表示プロジェクトのフェーズ B は長期プロセスが始まったばかりで、ディスカッション・ペーパーを 2007 年に公表し、コメント募集を行い、その後 IASB スタッフがコメントを分析のうえ IASB に提案を行う予定との回答があった。また、保険プロジェクトについては、その複雑性を勘案してさらなる議論が必要なので、公開草案は 2007 年第 1 四半期に公表予定との回答があった。
- 10 月下旬に行われた IASB と FASB の共同会議において、両審議会は財務諸表の表示に関して、長期的な取扱いとして、その他包括利益 (OCI)、リサイクリング及び純利益を廃止し、また、短期的な取扱いとして OCI とリサイクリングを維持することで暫定合意した。しかし以下の理由により、上記両審議会の決定を含むプロジェクトの進め方に強い違和感を感じる。(八木 SAC 委員)
 - (a) 本プロジェクトは、2001 年以降 5 年以上にわたり、多くの市場関係者を巻き込んだ議論が展開され、この過程で純利益を廃止しようとする IASB の提案に対し、UNICE や日本経団連、及び市場関係者等の多数の反対意見の存在が明らかとなっている。
 - (b) 多くの市場関係者が反対の声を上げているにも拘らず、上述の両審議会による決定が行われたことは、コンバージェンスへの障害といわざるを得ない。そこで SAC やアドバイザー・グループ (JIG) における反対意見、あるいは、過去 5 年間に明らかとなっている多くの関係者の反対意見が、どのように IASB に伝達され、どのように IASB によって検討され、かつ IASB の方針の検討に反映されたのかを検証する手続が透明性をもって説明されるべきである。
 - これに対し、SAC 事務局から、①当該暫定合意は、各方面の意見を踏まえ、審議会で暫定合意したもの、②まだ議論は始まったばかりで、ディスカッション・ペーパーが来年第 2 四半期に公表される予定である、といった事務的な

回答が行われた。

- この回答に対し、丸山審議官から、①SAC メンバーは、IASB の活動に対し、助言を与える地位にあると理解している。②しかしながら、メンバーからの助言に対し、さきほどの事務的な回答ぶりは理解に苦しむ、と指摘。
- これを受け、Tweedie IASB 議長から経緯やプロセスについて改めて説明が行われた。丸山審議官より、Tweedie IASB 議長の説明は了解する旨回答。

V. 負債と資本

IASB ディレクター及びスタッフから負債と資本プロジェクトの概要のプレゼンテーションが行われた。その中で、このプロジェクトは IASB と FASB の修正共同プロジェクト⁴であり、FASB で決定する内容を IASB のディスカッション・ペーパーとして公表する予定であることが説明された。また、今般 FASB は予備的見解を近日中に公表予定である旨説明があった。

【IASB スタッフからの説明】

- このプロジェクトの目的は、IAS 第 32 号「金融商品：表示」のもとで、現行ガイダンスに問題点が生じたので、包括的な基準を開発することである。これは、元来、議論的であり、よく知られた会計処理の問題である。また、もう一つの目的として、FASB との修正共同プロジェクトを遂行することにより、FASB により開発された会計基準と合わせることである。
- FASB は 3 つのモデル：(a) 所有・決済アプローチ、(b) 所有アプローチ（狭義の資本）、(c) REO (Reassessed Expected Outcome) アプローチを検討しているが、いずれも負債の識別ではなく、むしろ資本の識別に焦点を当てている。
- FASB は 2007 年前半に予備的見解を公表する計画であり、IASB は FASB の公表後すぐにディスカッション・ペーパーとして、FASB の公表物を公表する予定である。
- このプロジェクトの目的達成に向け、今後上記 3 つのモデルのうち 1 つを選ぶ必要があるが、どのアプローチが最も成功する可能性が高いかなどについて、SAC メンバーへコメントを求めた。

転換社債に対する 3 つのアプローチの適用（参考）

	所有・決済アプローチ	所有アプローチ	REO アプローチ	
			事後測定が 取引価格の場合	事後測定が 公正価値の場合
分類	負債と資本に区分	全体を負債として 計上	負債と資本に区分	負債と資本に区分
初期 測定	負債は、決済期日にお ける公正価値により測 定される。	取引価格で初期測 定される。	各構成要素は、公 正価値により測定	各構成要素は、公 正価値により測定

⁴FASB か IASB のどちらかが主たるプロジェクト推進母体となるものの、両者のスタッフが参加する 1 つのスタッフチーム（場合によっては両者以外の会計基準設定主体のスタッフも参加する）で作業を進めるもので、既にどちらかが先行して作業を進めているプロジェクトに適用される。最終的には、両者で同じ会計基準又はかなり類似した内容の会計基準を作成することを目指すというアプローチである。

報告事項(2)

	定される。 資本は、取引価格の残余部分と測定される。		される。	される。
事後測定	負債は、償却原価法、 資本は、簿価のまま変更されない。	公正価値で事後測定される。 公正価値の変動は損益として記録される。	負債は、現在の株価と残余期間を考慮して再測定される。 負債を再測定し、全体の取引価格(金利を考慮)から控除することで資本は測定される。	負債も資本も、公正価値で再測定される。 それぞれの公正価値の変化は損益として記録される。

【SAC メンバーからのコメント】

- 資本と負債の区分についてルールが制定されればされるほど、より多くの金融商品がこれらルールを回避して作り出されることになるであろう。また、IASB が現行基準を改定するにあたっては、高度な原則アプローチを採用することを推薦する。(豪金融機関)
- 資本と負債の区分は株式所有者 (shareholder) または資本 (equity) のいずれの観点から評価すべきかについて検討すべきではないか。(独会計士)
- 資本の法的ポジションを考慮するアプローチを支持する。(独財務諸表作成者)
- REO アプローチはそのモデルが複雑で、多くの解釈やストラクチャリングを可能とするので、結果として、投資銀行業務の分野で数多くの金融商品が創設されることを懸念する。(米金融機関)
- オーストラリアの場合、現行 IAS 第 32 号の下で、投資信託 (unit trust) は全く自己資本を保持していない。このことは資本と負債の区分において厄介ではあるが、プロセスが明瞭で単純なので新たな産業は増加しないであろう。(豪金融機関)
- 3つのアプローチの内容をまだ明確には理解していないが、印象としては、現行の日本基準では所有アプローチに近い考え方が取られていると思う。つまり、起こりうる支出にではなく、起こりうる希薄化によりフォーカスを当てるアプローチが採用されていると思う。ただし、その結果として資産・負債に分類されたものが全て公正価値で評価される必要があるか否かについては、別途検討が必要になると考える。(辻山 SAC 委員)
- SAC メンバーは、他のトピックと比較して本プロジェクトの相対的重要性に関する考え方を共有することを求められ、以下のようなコメントを表明した。
 - (a) 関係者は IAS 第 32 号を受け入れており、このプロジェクトの優先順位は高くないのではないか。(英会計士/蘭財務諸表作成者)
 - (b) このプロジェクトは非常に重要である。(独会計士)
 - (c) トピックの複雑性から、見解を表明するのは難しい。(伊会計士)
- FASB が SFAS 第 157 号を公表し、また資本と負債に関する予備の見解をこれから

公表することを勘案すると、これら提案が欧州連合（EU）に浸透するのに時間がかかり、ダイバージェンスを引き起こさないか懸念する（独財務諸表作成者）。

- これに対して IASB メンバーとスタッフからは、負債と資本のディスカッション・ペーパーは、将来の基準開発に向けたプロセスの第一歩とみなすべきである。しかしながら、もし関係者の反応がネガティブであるならば、優先順位は他へ譲るべきである。IASB メンバーは、FASB の作業が IASB の作業に影響を与えるように、コンバージェンスが IASB のプロジェクトを推進していることを繰り返し強調した。

【プロジェクトの経緯】

第 1 フェーズ – 特定の金融商品を取り扱った SFAS 第 150 号（FASB）

第 2 フェーズ – すべての金融商品を取り扱う SFAS 第 150 号の修正（FASB と IASB の修正共同プロジェクト）

① 第 1 フェーズまで（FASB）

内 容	時 期
ディスカッション・メモランダム「負債と資本商品の区分及び双方の特徴を持つ商品の会計」の公表	1990
審議の再開	1997
公開草案「負債若しくは資本、又は双方の特徴を持つ金融商品の会計」及び「FASB 概念書第 6 号改訂－負債の定義の変更」の公表	2000
コメント、フィールド・ビジット、円卓会議	2001
転換商品（convertibles）を区分する方法から再審議を開始	2002
SFAS 第 150 号（第 1 フェーズ）－限られた範囲、負債に焦点	2003

② 第 2 フェーズ以降（FASB と IASB の修正共同プロジェクト）

内 容	時 期
第 2 フェーズの審議を開始	2003 Q4
マイルストーン・ドラフト 単一要素（single component）商品に対する所有・決済アプローチ	2005 Q1
所有・決済アプローチの概要	2006 Q1
所有アプローチ(狭義の資本)＝希薄化（dilution）アプローチの概要 ・ 負債又は資産にすべての間接所有商品を区分することで、所有／決済アプローチを修正 ・ 資本性商品は、無期限（perpetual）商品と直接所有（ownership）商品のみを含む	2006 Q3
REO（Reassessed Expected Outcomes）アプローチ ・ EPS の計算 ・ 推定債務を具現するような商品の本質的特性と非本質的特性の識別 ・ SFAS 第 133 号 派生商品及びヘッジ活動に関する会計処理)	2006 Q4 検討開始

予備的見解 — 3つのアプローチから1つを選択 <ul style="list-style-type: none"> IASBは、FASBの予備的見解にコメントを求める形で、ディスカッション・ペーパーを公表予定 公表した予備的見解／ディスカッション・ペーパーに対するコメントはガイダンス・レベルの基準を開発する修正共同プロジェクトのベースとなる予定 	2007 Q2 予定
SFAS 第 150 号の修正／IFRSs	未定

VI. 公正価値測定

IASB スタッフから、公正価値測定に関する現状について説明を行ったうえで、事前に提示した質問事項をもとに、SAC メンバーを3つのグループに分け議論を行い、各グループの代表者から各グループの議論内容について発表があった。説明事項、質問、議論内容は以下の通り。

【IASB スタッフからの説明】

- 本件プロジェクトは、2005年9月にIASBのアジェンダに追加され、2006年2月にIASBとFASBの両審議会から公表されたMoUの「その他の統合化プロジェクト」の一部となっている。
- IASBは、公正価値測定において、現在関連するIFRSsに分散し、かつ必ずしも整合的でないガイダンスを、体系化し平易にすることを目的とする。
- FASBは最近SFAS第157号「公正価値測定」を公表したが、IASBは、これをIASBのディスカッション・ペーパーとして公表を予定している。(2006年11月末に公表)
- IFRSsとSFAS第157号が公正価値測定の複数のガイダンスにおいて現時点で異なっていることを考慮すると、IASBは、FASBがSFAS第157号において達した結論と異なる内容になることを懸念する。現時点で、SFAS第157号と現在のIFRSsの公正価値測定ガイダンスにおいて異なる箇所は以下の通り。
 - 公正価値の定義
 - 初日利得 (day-one gain)
 - インプットが買呼値と売呼値 (bid and asked price) に基づく場合の公正価値の測定方法
 - 公正価値測定の基になる市場の決定方法
- IASBは、FASBのSFAS第157号における結論と異なる内容になる可能性があるため、これら相違点が生じた場合の影響について、事前に提示した以下の質問事項をもとに議論を進めて欲しい。

【SAC メンバーへの質問事項】

- 公正価値測定のガイダンスにおいて、IFRSsが米国会計基準と異なる結論に達した場合、財務諸表の有用性におけるこれら相違点の影響をどのように考えるか。
- IFRSsと米国会計基準の公正価値測定ガイダンスが異なる場合、IFRSsから米国会計基準に差異を調整する企業、及び両方の基準に基づいて報告する企業にとって、費用が非常にかかることになるか。

- (c) 公正価値をいかに定義し、いかに測定するかに対する異なる考え方と、コンバージェンスの目的のバランスにおいて、何が重要な要因と考えるか。

【議論の内容】

- グループ 1 は、費用ではなく高品質であることが最も重要な要因であると結論付けた。万一、相違点が発生した場合、適切なパートナーとの対話が必要であり、SFAS 第 157 号とたとえ相違することがあっても、究極的には最善の解決策を選ぶであろう。妥協するのではなく、むしろダイバージェンスにうまく対処するアプローチを推奨した。
- グループ 2 は、公正価値測定に関する IFRSs の公表時点で SFAS 第 157 号と相違点が発生した場合、困難な状況になることを予想した。特に初日利得と SFAS 第 157 号の公正価値の定義に懸念を表明し、今後発生する可能性のある相違点が取り除かれるよう FASB に対して IASB は懸念を表明することを推奨した。
- グループ 3 は、SFAS 第 157 号と IFRSs の相違点が、米国に上場している外国企業に要求されている差異調整表の廃止にも影響を与えかねないので、SFAS 第 157 号に合わせるべきである。公正価値測定は、会計基準の統合化の代償として犠牲になるべきではなく、コンバージェンスの目的と異なる考え方の両方のバランスを取ることが重要である。また相違点が存続すると企業結合など他の IFRSs に今後影響を与えるのではないかという懸念を表明した。
- IASB は SFAS 第 157 号をディスカッション・ペーパーとして公表するという正しい決定を下した。また、ガイダンスを策定することは重要であるが、解決すべき問題点が多いことから、必ずしも SFAS 第 157 号に基づく必要はないであろう。(独会計士)
- IASB スタッフは SAC メンバーのフィードバックに感謝するとともに、これらフィードバックは今後このプロジェクトに非常に助けとなったと応じた。

【SAC メンバーからのコメント】

- おなじ現在価値でも、入口価値と出口価値の会計学上の意味は全く異なる。従って、業績報告に関する IASB の 2001 年の当初提案を見たときから、現在価値に対する IASB サイドと FASB サイドの理解の相違がやがて大きな問題になるであろうと考えていた。(辻山 SAC 委員)
- 測定ガイダンスについて IFRSs と米国会計基準との間に相違点が生じないように本プロジェクトを進めることを要望する。なお、各質問への回答は以下の通り。(八木 SAC 委員)

[質問(a)への回答]

IFRSs と米国会計基準とで測定ガイダンスが異なるものとなれば、財務諸表の有用性に比較可能性の観点からネガティブな影響が生じるケースが想定される。

例えば、SFAS 第 157 号は、公正価値として出口価値を定めているが、企業結合取引において、取得企業が受け入れる被取得企業の資産及び引き受ける被取得企

業の負債については、入口価値が妥当であると考えられる。この事例では、IFRSs と米国会計基準との測定ガイダンスが異なるためにのれんの価額に相違が生じる。

[質問(b)への回答]

IFRSs から米国会計基準への調整を行うケース、あるいは両者のフレームワークに基づいて財務報告を行うケース、これらのいずれにおいても、測定ガイダンスの相違は、報告企業に重要な負担を課すものとする。例えば、複数市場が存在する場合に IAS 第 39 号は、「最も有利で活発な市場」における市場価格を用いるが、米国会計基準では、先ず「主要市場」の市場価格を用い、これがない場合には「最も有利で活発な市場」における市場価格を用いる、といった相違がある。これらをそれぞれに使い分けるための事務工数は、明らかに財務諸表作成者にとって大きな負担である。

[質問(c)への回答]

投資家にとっての有用性が測定ガイダンスの相違により比較可能性の減少によって損なわれる度合い、及び報告企業の負担、この2点が重要なファクターであるとする。

Ⅶ. その他

なお、今回の SAC 会議では、非公開の議題として、以下が取り上げられた。

1. 評議会に関する事項
 - ・評議会の議長選出の件
 - ・評議会の資金調達に関する件
 - ・IFRS ブランドについて
2. 規制当局に関する事項
 - ・CESR と SEC の MoU に関する件
 - ・証券監督者国際機構 (IOSCO) が取り組んでいるデータベースについて
3. SAC の運営に関する事項
 - ・前回会議の議事録について
 - ・今回の SAC 会議のフィードバックについて
 - ・次回のアジェンダについて

以 上